

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(毎月1日発行)1995年 9月1日 全国民闘連ニュース 第103号(1)

全国民闘連ニュース

第103号

1995年

9月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36 ノーリンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
☎210 川崎市川崎区桜本 1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



1993年 全国民闘連大会において改革の方向性が提起された

**全国民闘連改革
在日コリアン人権協会（仮称）設立にむけて**

全国民闘連改革 在日コリアン

人権協会 (仮称)

(同胞部会独立組織)

設立にむけて

改革に至る経緯

'90年神戸大会の総括から全国民闘連の改革作業が開始された。代表者会議および改革委員会において度重なる議論と改革原案(Vol.Ⅲまで)が展開、提起され、'93年2月高槻大会において単一組織としての再スタートとなった。この時、同胞の独立組織については神奈川の現状から時期尚早との意見が出され、当面部会制を設けることによって準備期間を設定することになった。

'94年横浜大会において、改革委員会の設置による同胞部会の独立化と名称変更を含めた民闘連組織の改革が決定された。

人権協会結成の意義

'91~'93年の改革論議の出発は、民闘連組織の運営のルーズ性にあった。その原因を分析する過程の中で、改革の基本柱が設定された。それは、アンチテーゼ(差別反対)から、テーゼ(主張)を持つ運動体への脱皮であった。それを具体化するために二つの方向性が結論づけられた。一つは、綱領・規約を備えた単一組織化であり、もう一つは民族組織の結成であった。民族組織結成の理由は次の諸点であった。①民闘連が抱える課題(ex補償・人権法等)と期待は益々増大しているにもかかわらず、組織力量が絶対的に不足している。組織の強化、拡大のためには同胞の結集が不可欠。(2)テーゼ(主張)を持つ運動を構築するためにはテーゼの主体が明確にならなければならない。すなわち、日本人の要求か、朝鮮人の要求か、その発信元が鋭く問われる。とりわけ生き方の論議になるとさらに明確にせざるをえない。(3)同胞を結集する

には間口を広く開ける必要がある。親睦的要素、同胞同志のふれあいの場等、活動家でない者を広く抱える事が必要。そのためには独立した民族組織が必要。

組織の性格

民族差別撤廃、人権擁護を在日じしんの力でなう。日本社会のマイノリティとして明確に位置付け、本国とは自立、対等堂堂々非々の姿勢を貫く。多文化共生の日本社会建設の先頭に立つ。補償・人権法を制定する、日本社会における政治的権利を獲得する。日本社会への貢献を行い、名誉ある地位を獲得する。他のマイノリティとの連帯。在日の立場に立った教育・文化の創造。在日の青年層が広く結集し、三世が運営の主体を担う。同胞内部の矛盾——女性差別、障害者差別、儒教体質と闘う。若い世代や個々分散している同胞の要求に応える。

組織機構

最高決定機関を総会とし、その下に執行機関として運営委員会を置き、実務機関として事務局を設置する。

全国の会員の要求の吸い下げについては、共通する課題で集まるグループをひとつにし、その中から代議員を総会へ送り出す。

結成および当面一年間のプロセスについて

10月に全国民闘連大会を行い、同日人権協会を発足させる。共生フォーラムについては、同時に準備会を発足させ、議論を行う。ただし、原案的なものは示す、人権協会は当面1年間の試行期間として位置付け、綱領、規約、組織機構、運営方法は最低限必要なものと定める。試行期間の間、少なくとも共生フォーラムが結成されるまでは各地民闘連は移行期間として存続するのは自由。人権協会の人選は、当面は、選出委員会を設けて、大会で承認する。当面は、会長、事務局長にとどめ、役員については、次年度改めて選挙する。共生フォーラム結成までは、全国民闘連の機能はフォーラム準備会と人権協会が担う。

〔資料〕

民闘連組織改革について (Vol I)

1991.1.12~13 全国代表者会議

(1)改革の必要性

時代はますます民闘連に有利な展開を示し、民闘連を必要としてゐる。各方面からの期待も増大している。しかし、その期待に応えられる力量が形成されておらず、従来のスタイルでは、今後とも形成される展望を見いだすことは困難。16年前の時代的制約下においては、有効であったスタイルが、今日必ずしも有効であるとは言い難い。加えて、民闘連の各地域の組織にも同様の問題が指摘される。つまり、時代変化に即応した体制の立て直しをしなければ、民闘連運動の発展は有り得ないし、そのことは各地の組織の発展とも分かち難く結びついている。

(2)改革の視角

反民族差別運動の草分けとして16年の歴史を持っていることに鑑み、まず、従来の組織・運動形態の点検、つまり総括作業から着手することによって、否定面、肯定面を明確にし、否定面の改善から改革へと移行したい。

(3)現行の組織・運動の点検

①名称について

既にに関わっている者については、何

の支障もないが、組織拡大を志向するとき、外部の者に誤解を与えやすく近寄り難いというデメリットが存在する ex. 差別事件を闘うのみで、文化、教育、生活全般、統一について一切関知しない。恐い。急進的。その他…。

しかし、一方、16年間の闘いの歴史は、現行の名称と分かちがたく結び付いている。つまり定着している。

②三原則について

「実践、交流、共闘」。誰もが否定しえない原則であることは確か。従って、入口は広く開けられているが、広すぎてかえって近寄り難い。つまり、何をめざしているのかわかりにくい。そこに、デマが入り込む余地が生じる。三原則とともに大胆に主張を提起すべきではないか。ex. 本国、統一との関係、民族性、文化、日本社会との関係etc。

③全国交流集会

研究と交流の分離

研究集会——初めての人が参加しやすい。出張扱いが可能。

交流集会——実際に実践している仲間を中心に、率直な議論、交流を行う。現行の集会では、どちらの目的も達成できず、中途半端に終わっている。当面は両集会を一連の日程でこなし、将来的には、日程を分けて独自性をもたせる。

④全国代表者会議

同じメンバーが、1年間同じ場所に集まる現状ではマンネリ化を避け難い。

各地のメンバーを必ず参加させるために、毎回場所を変え、現地との交流を深める。各地報告を充実させる。交通費を分担し、組織からの経費がないメンバーに手厚い援助を行う。全国集会に近づくころに、場所を開催地に変える。

⑤共闘

日常的に各地の運動が全国の仲間と結ばれていない。抗議電話、電報、署名等の支援活動を強化することによって、ネットワークの拡大、強化を図る。ネットワークづくりのため、登録制、有料制を導入するか、この加入方式を全国民闘連への加入方式にする。

⑥ニュース

全国民闘連の歴史と伝統に見合ったものとなっていない。体裁、内容とも抜本的な改革が必要。編集委員会または、代表者会議での点検が必要。

(4)新規項目

①組織拡大のために

ニュースの改革、状況に即応したパンフの発行。(民闘連ニュース特別号)民闘連の歴史と主張を盛り込んだ本の発行。

②人材育成、組織強化のために

人事移動(広域)、研修(民闘連の歴史、理論、運動の実務)

③全国民闘連と各地民闘連の関係の整理
民闘連の名称使用についての代表者会議での決定、登録制。

④全国事務局会議

(5)改革の手法

①民闘連が外の人間からどう見られているか、客観的に把握する。さらに、シンパメンバーに広く意見を聞き、改革への材料とするとともに、シンパメンバーを周辺に固く結びつける。

②改革推進委員会の設置

民闘連組織改革について (Vol II)

1991.2.18 特別代表者会議

(1)改革の為の情勢分析

(e x)

①人権と環境の世界的趨勢

②脱イデオロギーの時代

③ポスト'91

④日本社会、民主団体、労働組合の在日 問題への関心

⑤民団、総連の現状

⑥民族差別撤廃運動の空洞化現象

⑦その他

※民闘連運動をとりまく今日の情勢分析が必要と思われる。

(2)組織性格の改革

①交流体から運動体へ

②基本路線以外についても意見の違いを容認する。

③各団体に留保権を持たせる。

④民族組織としての機能を持たせる。

⑤その他

(3)活動の改革

①全国集会

実践交流と研究交流の分離。

②全国代表者会議

経費負担の平等化、助成、開催地の移動を通じて全員参加を確保。

③共闘

即応的なネットワークづくり。支援体制の確立。

④情宣

ニュースの改革(組織内通信からの脱却)状況の変化に即応した声明。

パンフの発行。

民闘連運動の単行本の発行。

⑤人材育成

人事交流、全国的規模の研修。

⑥全国事務局会議の設定

⑦顧問的な集団づくり

⑧その他

(4)財政改革

①ネットワーク(支援・共闘)への登録料の徴収

②企業・財団からの寄付

(5)改革への手法

①改革推進委員会の設置、原案作成。

②民闘連以外からの意見聴取。

(6)最大の論点

在日同胞の市民的権利擁護、地位向上、及び多文化社会の創造をめざした全国的組織を展望することが、いわゆる第3勢

力の登場としての批判を受けることになりはしないか。

民闘連組織改革について (VolⅢ)

1991.6.30 改革委員会

(1)改革の進捗状況

①全国集会

既に研究と交流に分離した形で進行中
交流集会の中身がなお未定。

②全国代表者会議

開催地の移動による各地との交流については進行中。ex. 広島、善通寺。次回は福岡の予定。

経費の相互負担については未定。

③共闘

支援ネットワークは、既に始まっているものの、マニュアルが未定。

④情宣

ニュース改革は、若干の変更で進行中。
編集委員の体制、ニュースの抜本的改革には至っていない。

なお、組織内通信の域を出ていない。
遅れについては、今月中に解決の予定。
状況に即応した声明。パンフの発表は未だ着手できていない。

単行本については、第1次原案(目次)が出来ている。具体的計画はなお未定。

⑤人材育成

大阪では、人事交流を実施。計画はなお未定。研修については未定。

⑥全国事務局会議

不定期ながら既に進行中。

⑦顧問集団作り。

未実施。

⑧財政

大阪では後援会が指導中。

⑨名称

検討中。

(2)関連状況

①福岡民闘連の準備

②福井地方参政権裁判の組織からの要請

③他団体の動き

(3)反差別(アンチテーゼ)から共生社会
実現(テーゼ)の運動への転換について

①全体方針(綱領・規約)の欠如による
これまでの否定面。

ex. 神戸集会の教訓

ex. 日本人への甘え(主体意識の欠如)

同胞集団の必要性の無自覚。民闘連の
一員としての自覚の欠如。運動・組織

に対する無責任、ルーズ。将来計画、
展望の欠如。活動の視野の狭さと地域
埋没主義的傾向etc.

②基本的視点(案)

アンチテーゼからの脱却は、テーゼの
構築が先ず先決。つまり、実現されるべ
き共生社会の像を明らかにし(展望)
そこに至る道を示し(方針)、今各々
が担うべき仕事(任務)、を明確にし
互いいい厳しい相互批判を行い、責任あ
る運動を展開することが必要。

③そのための必要な作業(案)

a. 次回交流集会で、これまでのとりく
みの総括——否定面と肯定面を明確に
する——し、テーゼを持つ運動への脱
皮に関して、意思一致を得る。その際、
一定の原案を提示する。

b. 新しい運動(組織)作りにむけて、
広く参加を呼びかける。(準備会or呼
びかけ人方式)

c. 具体的作業

定住外国人地方参政権100人訴訟

～第1回口頭弁論のお知らせ～

4月7日の提訴からすでに半年が経ちましたが、ようやく第1回口頭弁論の期日
が入りました。第1回は大法廷で行いますので、みなさんの参加をお待ちしており
ます。

と き：1995年10月19日(木) 午前11:00～

ところ：大阪地方裁判所 大法廷

内 容：原告団の中から、代表2名の意見陳述を行います。

裁判終了後(11時半頃)中之島中央公会堂にて事後集会を行います。

問い合わせ：事務局 TEL06-775-2185 FAX06-775-2160

鄭商根さん 戦後補償裁判

くいよ くいよ 判決!

いよいよ、「戦傷病者・戦没者・遺族等援護法」の国籍条項の撤廃を求めた鄭商根さんの戦後補償裁判の判決が出ます。

日本軍の命令で軍属として戦場に持ち出され、働ついた鄭商根さん。しかし、敗戦後には「外国人だから日本には関係ない」と一切の戦後補償を受けることができないまま、鄭さんの戦後50年は過ぎてゆきました。今年、日本国内では「反戦・平和・反核」が声高に叫ばれましたが、過去の植民地支配の歴史を隠し、多くの朝鮮人を戦場に持ち出しておきながら、一切の補償を行わない日本政府の姿勢は「偽善」であると言えませぬ。歴史の事実を正しく認識し、過去を償うことから本当の「反戦・平和・反核」は始まるのです。その意味において、今回の鄭商根さんの戦後補償裁判の判決は重要です。

1991年1月31日の提訴の日から約4年半。私たちは鄭さんと共に日本政府に戦後補償を求めました。そして、今、不安と期待の中で判決の日を迎えます。日本政府が鄭さんの思いや過去の戦争責任をどう受けとめ、判決を出すのか。多くの支援者の皆さんと共に受けとめたいと思います。

皆さん、ぜひ、法廷、そして報告集会にお越し下さい。多くの支援者の方々に支えられ、今日までの裁判を闘ってきた鄭さんにとって、一人でも多くの方に裁判、報告集会に参加して頂くことが、何よりの力となります。皆さんのご参加を心からお願ひ致します。

鄭商根さん 戦後補償裁判 判決!

10月11日(水)午後1時～
大阪地裁2階大法廷

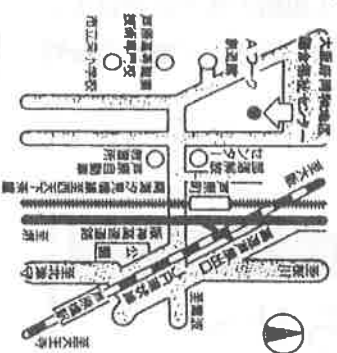
裁判終了後、「援護法」の国籍条項撤廃を政府へ求めるように、大阪府下の市町村自治体へ要請行動を行います。ぜひ、ご協力をお願いします。

10・11 判決報告集会

10月11日(水)午後6時30分～
大阪府同和地区総合福祉センター
(JR東淀川駅西口徒歩5分 ☎06-561-4193)

特別講演 田中宏氏(元朝日新聞社和歌山支社)
鄭商根さんからアピール
弁護団の判決見解発表/行動提唱

<案内図>



連絡先 鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会
☎06-177751218